

○岩手県少年警察活動規程

(平成14年12月24日警察本部訓令第31号)

[沿革] 平成16年2月警察本部訓令第2号、8月第19号、20年1月第1号、22年4月第8号、26年6月第8号、28年12月第21号  
改正

警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

岩手県少年警察活動規程を次のように定める。

岩手県少年警察活動規程

岩手県少年警察活動規程（平成9年岩手県警察本部訓令第11号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条）

第2節 幹部の職務（第2条－第3条）

第2章 一般的活動

第1節 地域的な非行防止施策の推進（第4条・第5条）

第2節 街頭補導（第6条・第7条）

第3節 少年相談（第8条・第9条）

第4節 継続補導（第10条－第12条）

第5節 情報発信（第13条・第14条）

第3章 非行少年等についての活動

第1節 非行少年に関する通則（第15条－第23条）

第2節 犯罪少年事件の捜査（第24条－第28条）

第3節 触法調査（第29条－第34条）

第4節 ぐ犯調査（第35条－第38条）

第5節 不良行為少年の補導（第39条・第40条）

第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動（第41条－第43条）

第2節 福祉犯に係る活動（第44条）

第3節 要保護少年及び児童虐待に係る活動（第45条－第47条）

第5章 報告及び記録

第1節 所属長への報告（第48条）

第2節 記録（第49条－第50条）

第6章 補則（第51条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

(趣旨)

第1条 この訓令は、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。）に定めるもののほか、少年警察活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2節 幹部の職務

### (職務)

第2条 生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）及び署長は、所属職員の行う少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握するとともに、個々の事案について、おおむね次の事項について自ら行うものとする。ただし、捜査指揮に関する訓令（昭和40年岩手県警察本部訓令第11号。以下「捜査指揮訓令」という。）に規定する本部長が直接指揮すべき事件等として定めたものを除く。

- (1) 少年の被疑者、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者若しくはぐ犯少年と認められる者（以下この条、第20条（第4項を除く。）及び第21条（第3項を除く。）において「少年」という。）又は重要な参考人の呼出し並びにこれらとの面接（少年に対する取調べ及び質問を含む。以下同じ。）の要否及び方法の決定
- (2) 強制の措置又はその解除の要否の決定
- (3) 検察庁、家庭裁判所又は児童相談所（以下「送致機関等」という。）への送致（送付を含む。以下同じ。）又は通告その他の措置の決定
- (4) 送致機関等への送致又は通告に際して付すべき処遇意見の決定
- (5) 継続補導の要否の決定
- (6) 被害少年の継続的な支援の要否の決定

2 少年警察活動について責任のある各級幹部は、個々の事案について、次に掲げる事項を指揮するものとする。ただし、捜査指揮訓令に規定する本部長又は署長が直接指揮すべき事項として定めたものを除く。

- (1) 処遇の方針の指示及び処遇の担当者の指定
- (2) 強制の措置又はその解除の時期、場所及び方法の指示
- (3) 少年その他関係者の呼出し及びこれらとの面接の要否、時期、場所及び方法の指示  
(少年事件指導官)

第2条の2 少年事件指導官（岩手県警察組織規程（昭和49年岩手県警察本部訓令第3号）第4条の表に規定するものをいう。以下同じ。）は非行少年に係る当該事件の捜査又は調査が少年の特性に特に配慮しつつ行われるよう、次に掲げる指導等を行うものとする。

- (1) 犯罪少年事件のうち要指導事件（公判又は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのある事件をいう。以下同じ。）であるもの及び触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年警察部門の警察官が捜査又は調査を行う事件について、非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、当該事件の捜査主任官又は調査主任官に対し、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査その他の適正な捜査又は調査の遂行のために必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 犯罪少年事件のうち要指導事件、本部長指揮事件及び触法事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年警察部門以外の警察官が捜査又は調査を行う事件について、当該事件の捜査又は調査を行う部門と密接な連絡を取り、当該指導官等により前号と同様の指導及び助言が的確に行われるようにすること。
- (3) 少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者に対して、少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査又は調査の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等に関する必要な指導及び教養を行うこと。

### (少年事件選別主任者)

第3条 本部長は、少年事件指導官を少年事件選別主任者に指定するものとする。

- 2 署長は、生活安全課長又は刑事生活安全課長を少年事件選別主任者に指定するものとする。
- 3 少年課長は、少年課の警部補以上の階級にある警察官のうちから、署長は、少年警察部門の警部補以上の階級にある警察官のうちから、少年事件選別主任者を補助させるため、少年事件選別補助者を指定するものとする。
- 4 少年課長及び署長は、第2条第1項第1号から第4号までに掲げる事項について自ら行う場合においては、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。ただし、交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する罪を

いう。以下同じ。)に係る犯罪少年事件又は触法少年事件及び刑法(明治40年法律第45号)第211条(道路上の交通事故に限る。)又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪に該当する犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。

## 第2章 一般的活動

### 第1節 地域的な非行防止施策の推進

(地域的な非行防止施策)

第4条 少年課長及び署長は、特に少年の非行を防止するため必要があり、かつ、適切であると認めるときは、少年の非行が多発する地域等について、当該地域内の少年の健全な育成のために活動を行うボランティア団体その他の関係機関(以下「関係機関等」という。)の協力の下に、少年の非行を防止するための計画(以下「非行防止地区計画」という。)その他地域的な非行防止施策を立て、その実施に努め、又は他の機関を立て、及び実施するこの種の計画に積極的に協力するものとする。

(地域的な非行防止施策推進上の留意事項)

第5条 少年課長及び署長が非行防止地区計画を立て、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 地域の指定に当たっては、広すぎて効果が行きわたらないこととならないようにすること。
- (2) あらかじめ関係機関等と密接な連絡協調のできる体制を作ること。
- (3) 状況に応じ、計画を段階的に区分し、絶えずその成果を検証して計画を改訂する等実情に即応した計画とすること。
- (4) 地域内における情報発信を活発に行うこと。

### 第2節 街頭補導

(街頭補導の効果的実施)

第6条 街頭補導は、あらかじめ、日時、場所及び実施要領について計画を立て、組を編成して行う等効果的に実施するものとする。

2 関係機関等と協力して街頭補導を行う場合においては、少年の年齢、性別、態度等に応じて、事情の聴取、注意、助言、指導等について職員が行うか関係機関等が行うかを適切に判断し、街頭補導の効果があげられるようにするものとする。

(街頭補導実施上の留意事項)

第7条 街頭補導の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 警察手帳又はその他身分を証明するものを提示して自らの身分を明らかにすること。
- (2) 少年から事情を聴取し、又は注意、助言、指導等を行う場合においては、人目につかないように配慮すること。
- (3) 公共の場所以外の施設等で街頭補導を行うときは、当該施設等の管理者の同意を得ること。

### 第3節 少年相談

(少年相談の取扱い)

第8条 少年相談は、原則として少年警察部門において取り扱うものとし、少年警察部門以外の部門に属する職員が少年相談を受けた場合には、少年警察部門に引き継ぐものとする。ただし、当該事案を自ら処理することが適当であると認めた場合においては、所属長に報告し、少年警察部門に連絡した上、自ら当該事案を処理することができるものとする。

2 前項の規定により少年相談に係る事案を引き継ぐ場合においては、相談者に引継先、連絡方法等必要な事項を説明するものとする。

(少年相談実施上の留意事項)

第9条 少年相談は、警察施設において行うほか、必要に応じて、関係者が気軽に出入りでき、又は落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮するものとする。

2 少年相談に関連して、少年警察部門の所掌に属しない事案について相談を受けたときは、当該事案を担当すべき他の警察部門又はその他の機関に引き継ぐ等相談者の立場に立った適切な対応をするものとする。

### 第4節 継続補導

(継続補導の対象)

第10条 少年警察部門の職員は、次に掲げる少年について、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言又は指導その他の補導を継続的に実施するものとする。

- (1) 少年相談に係る少年
- (2) 触法少年であって少年法（昭和23年法律第168号）第6条の6第1項の規定により送致すべき者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条第1項の規定により通告すべき者に該当しないもの
- (3) 14歳未満のぐ犯少年であって児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者に該当しないもの
- (4) 不良行為少年

(継続補導の取扱い)

第11条 署長は、警察署において取り扱った少年相談に係る少年について、継続補導を実施する必要があると認めたときは、少年課長に連絡するものとする。

- 2 少年課長は、前項の連絡を受けたとき又は少年サポートセンターにおいて取り扱った少年相談に係る少年について継続補導を実施する必要があると認めたときは、少年サポートセンターに配置された少年補導職員又は警察官に継続補導を実施させるものとする。ただし、当該少年の居住地を管轄する警察署（以下「居住地警察署」という。）その他の警察署において継続補導を実施させることが適切であると認めたときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書きの規定により、警察署の職員が継続補導を実施する場合には、少年サポートセンターと緊密な連携を保ち、専門的な事項について少年サポートセンターの指導を受けるものとする。

(関係機関等との協力)

第12条 継続補導の適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意を得た上で、関係機関等と協力して実施するものとする。この場合においては、少年のプライバシーに特に配慮するものとする。

#### 第5節 情報発信

(基礎資料の整備活用)

第13条 少年警察活動についての情報発信を効果的に行うため、常に、少年の非行及び少年に有害な環境の実態その他少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用するように努めるものとする。

(少年の規範意識の啓発)

第14条 少年警察部門においては、少年、保護者その他の関係者を対象とする非行防止教室の開催、薬物乱用防止教室の開催その他の適切な方法により、少年の規範意識を啓発し、並びに少年の非行及び犯罪被害を防止するよう努めるものとする。この場合においては、必要に応じて、関係機関等との協力の下に行うものとする。

### 第3章 非行少年等についての活動

#### 第1節 非行少年に関する通則

(非行少年に係る事件の捜査及び調査の担当部門)

第15条 非行少年に係る事件の処理については、少年の特性に配慮しつつ、個々の少年の適正な処遇に努めなければならないことに鑑み、少年警察部門に担当させるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件の捜査及び調査については、この限りでない。

- (1) 成人の被疑者を主とする事件に関連する事件
- (2) 少年法第20条第2項の規定により、原則として家庭裁判所から検察官に送致されることとなる事件
- (3) 少年法第22条の2第1項に規定する罪に係る事件
- (4) 捜査上複雑かつ重要な事件であって、他の部門に捜査させることが適当であると認められるもの
- (5) 簡易送致（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第214条の規定による送致をいう。以下同じ。）に係る事件

(6) 交通法令違反に係る犯罪少年事件又は触法少年事件

(7) 刑法第211条（道路上の交通事故に限る。）又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件

2 非行少年に係る事件について、前項ただし書の規定により少年警察部門以外の警察部門が捜査又は調査を行う場合には、少年の適切な処遇を図るため当該警察部門は少年警察部門と常に密接な連絡を保ち、少年事件選別主任者に対し捜査又は調査の経過について報告するとともに、意見を求めなければならない。また、必要があると認めるときは、少年に対する面接を少年警察部門の警察官に行わせることについても配慮するとともに、捜査又は調査を行う警察官に対する指導教養、助言その他の必要な支援を行わせるものとする。

(年齢の確認)

第16条 非行少年に係る事件について、捜査又は調査を行うに当たっては、特に現在及び行為時における当該少年の正確な年齢を確認するものとする。

(明らかにすべき事項)

第17条 非行少年に係る事件について、捜査又は調査を行うに当たっては、非行事実のみならず、非行の原因及び動機のほか、当該少年の性格、経歴、行状及び教育程度及び家庭、学校、職場及び交友の関係及び居住地の環境とともに、少年の非行の防止及び立ち直りに協力することができるボランティアの有無等についても詳細に調査し、明らかにしなければならない。

(捜査又は調査上の留意事項)

第18条 非行少年に係る事件について、捜査又は調査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 送致機関等への送致又は通告の措置をとるべきかどうかを決定し、及び送致機関等における処遇に資するために必要な限度にとどめること。

(2) 少年の保護者、少年の在学する学校の教員又は少年を雇用する雇用主若しくはこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めること。

(3) 先入観にとらわれ、又は推測にわたることなく、正確な資料を収集すること。

(4) 少年の健全な育成及び被害者の心情に配慮し、迅速に行うこと。

(発表上の留意事項)

第19条 犯罪少年事件及び触法少年事件については、当該少年の氏名、住居、学校名、勤務先等その者を推知させるような事項及び当該少年の写真を新聞その他の報道機関に発表しないものとする。

2 前項の場合において、触法少年事件については、その性質上、報道機関への発表は、特に慎重に判断するものとする。

(呼出し上の留意事項)

第20条 捜査又は調査のために少年、保護者又は参考人を呼び出す場合においては、電話、呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

2 捜査又は調査のために少年を呼び出す場合においては、保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

3 捜査又は調査のために少年を呼び出す場合においては、次に掲げる事項に留意し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。

(1) 学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。

(2) 少年の授業中若しくは就業中又は夜間遅い時刻に呼び出すことは、できる限り避けること。

(3) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、できる限り避けること。

(4) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、職員が家へ出向くこと及び警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮すること。

(5) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼

を得られるよう努めること。

- 4 捜査又は調査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、前3項に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努める等少年の心情に配慮するものとする。
- 5 捜査又は調査のために少年の保護者等を呼び出す場合においては、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

(面接上の留意事項)

第21条 少年との面接を行う場合においては、保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

- 2 少年と面接する場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。
  - (1) 面接の場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。
  - (2) 面接の時間は、できる限り少年の授業中若しくは就業中又は夜間遅い時刻を避けるとともに、面接の時間が長くなりすぎないようにすること。
  - (3) やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他適切な者を立ち合わせること。
  - (4) 面接に当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じた言葉を用いること。
  - (5) 面接に当たっては、少年の話のよい聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立ち直りに資するように努めること。
  - (6) 面接を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。
- 3 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努める等少年の心情に配慮するものとする。

(選別及び処遇意見)

第22条 非行少年については、送致機関等への送致又は通告の措置をとるべきか、犯罪少年事件の送致を通常の送致又は簡易送致のいずれかによるべきか、送致又は通告する場合においては、いずれの送致機関等に行うべきかを的確に選別するものとする。

- 2 非行少年に係る事件について関係機関等への送致(簡易送致を除く。)又は通告する場合においては、最も適切と認められる処遇上の意見を付すものとする。
- 3 前2項の規定による選別及び処遇上の意見の決定に当たっては、おおむね次に掲げる事項を勘案して行うものとする。この場合において、第3号に掲げる事項については、捜査又は調査の結果から客観的に判断するものとする。
  - (1) 事件の態様
  - (2) 非行の原因及び動機
  - (3) 非行少年の再非行のおそれ
  - (4) 非行少年の保護者の実情、当該少年の非行の防止、立ち直りに向けての保護者の方針及び意向並びに関係機関等の意見等
- 4 犯罪少年事件における通常の送致と簡易送致の選別に当たっては、罪種や被害の程度等の形式的な要件のみで判断することなく、犯罪の原因及び動機、当該少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から再犯のおそれ等を総合的に判断するものとする。

(送致又は通告に關しての留意事項)

第23条 非行少年に係る事件を送致機関等に送致し、又は通告するに当たっては、必要に応じ、当該少年及びその保護者等に対して、送致又は通告の趣旨について説明し、及び今後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致し、又は通告する当該少年について、将来における非行のおそれが大きいと認められるときは、送致機関等において、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置がとられるように連絡するものとする。

## 第2節 犯罪少年事件の捜査

(強制の措置の制限)

第24条 犯罪少年事件の捜査に当たっては、できる限り逮捕、勾留その他の強制の措置を避けるものとする。

2 強制の措置を決定し、又はこれらの強制の措置を執行する場合においては、おおむね次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断すること。
- (2) 留置する場合には、少年法第49条の規定により、成人と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。
- (3) 留置したときは、原則として、速やかに保護者等に連絡すること。
- (4) 強制の措置を執行する時期、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないようにすること。

(指紋採取等)

第25条 身体の拘束を受けていない犯罪少年の指紋及び掌紋の採取並びに写真撮影（以下「指紋採取等」という。）は、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合で、本人の承諾を得たときに限り行うことができるものとする。

2 指紋採取等に当たっては、次に掲げる事項を遵守して行うものとする。

- (1) 少年事件選別主任者に意見を求めること。
- (2) 少年事件の特性にかんがみ、特に14歳及び15歳の少年（以下この条において「年少少年」という。）の事件及び軽微な事件においては、その必要性を慎重に判断すること。
- (3) 少年の承諾を得るに当たっては、任意性の確保に特に配慮すること。
- (4) 少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について慎重に配慮するとともに、その心情に著しい影響を与えると認められるときは行わないものとする。
- (5) 年少少年であるときは、保護者等の承諾を求めること。
- (6) やむを得ない場合を除き、保護者等の立会いを求めること。

(親告罪等に関する措置)

第26条 親告罪である少年の犯罪について告訴がなされないことが明らかになった場合であっても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年事件として検察庁又は家庭裁判所に送致することを考慮して所要の措置をとるものとする。この場合において、みだりに被害者その他告訴することができる者（以下この条において「被害者等」という。）を呼び出す等被害者等の心情に反する措置をとることを避けるものとする。

2 前項の場合において、犯罪少年事件を送致するときは、被害者等が検察庁又は家庭裁判所によってみだりに呼び出されることのないように連絡することに配慮するものとする。

3 少年が、親族であるため刑の免除される罪又は請求を待って論ずる罪を犯した場合についても、前2項の規定を準用する。

(犯罪少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第27条 犯罪少年事件の捜査に当たって、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、法令の規定により押収する場合を除き、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させる等当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合においては、受領書（様式第1号）を徴する等物件の措置のてん末を明らかにするものとする。

(余罪の捜査)

第28条 犯罪少年に関する余罪の捜査に当たっては、当該少年の内省を促し、その立ち直りを図るとともに、将来における非行のおそれの判断に資するように配慮し、迅速的確に行うものとする。

### 第3節 触法調査

(警察職員の指定)

第29条 本部長は、少年補導職員のうちから、次に掲げる事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有する者と認められる者を、少年法第6条の2第3項に規定する警察職員（第35条において「警察職員」という。）として指定するものとする。

- (1) 可塑性に富むことその他の低年齢少年一般の特性に関すること。
- (2) 発達障害その他の特別な事情を持つ少年の特性に関すること。

(3) 低年齢少年の特性を踏まえた質問その他の調査要領に関すること。

(本部長指揮に係る触法少年事件)

第29条の2 本部長が直接指揮する触法少年事件は、強制の措置を必要とする事件及び少年法第6条の6第1項第1号に掲げる事件とする。

(調査主任官)

第29条の3 署長は、個々の触法調査につき、調査主任官を指名するに当たっては、調査主任官指名簿(様式第2号)により、その経過を明らかにしておかなければならない。

(付添人選任の教示等)

第29条の4 触法少年であると疑うに足りる相当の理由がある者又は保護者に対しては、少年法第6条の3に規定する付添人に関する制度について分かりやすく説明するほか、必要に応じて関係機関等について紹介、助言を行うことに配慮するものとする。

2 活動規則第19条の規定により付添人選任届の差出しを受けた者は、当該事件の調査に従事している警察官に、当該付添人選任届を確実に引き継がなければならない。

(強制の措置の制限)

第29条の5 触法調査に当たっては、できる限り、強制の措置を避けるものとする。

2 強制の措置を決定し、又は執行する場合においては、少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないようにすること。

(強制の措置の後に触法少年事件であることが判明した場合の措置)

第30条 逮捕した少年の行為が14歳未満の時に行われたものであることが明らかになった場合は、直ちに釈放しなければならない。

2 前項の規定により、身柄を釈放する場合においては、逮捕手続書及び弁解録取書を作成し、逮捕手続の過程を明確にするほか、釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくものとする。

3 捜索等により証拠物を差し押さえた後、触法少年事件であることが判明した場合には、直ちに証拠物を還付しなければならない。ただし、還付した物件を引き続き必要とする場合は、第33条の規定を準用する。

4 被疑者の年齢が判明しないため、既にその事件について逮捕、捜索、差押等の令状の発付を得た後、捜査の過程において触法少年事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。この場合において、触法調査のための捜索、差押、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の発付を得る必要があるときは、改めて当該令状を請求し、その発付を得るものとする。

(触法少年事件の通告)

第31条 児童相談所に通告する場合において、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがないときは、電話又は口頭により通告し、事後遅滞なく、当該児童通告書を作成し、送付するものとする。

(触法少年の一時保護に係る留意事項)

第32条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、触法少年を一時保護する場合には、次の事項に留意するものとする。

(1) 保護にふさわしい部屋を使用するものとし、鍵をかける場合は、少年の行動範囲がなるべく広がるよう配慮すること。

この場合において、一時保護に留置施設内の部屋を使用しないこと。

(2) 少年が負傷、自殺、又は逃走することがないように注意するとともに、少年が火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意すること。

(3) 速やかに保護者等に一時保護した旨を連絡すること。

(触法少年の所持する物件等の措置)

第33条 触法少年事件の証拠物及び少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件については、少年法第6条の5第2項



の規定により準用する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に基づき措置するものとする。

- 2 触法少年と成人又は少年の被疑者とが共犯関係にある場合は、当該触法少年が所持する物件を、成人又は少年の被疑者に関する捜査上の手続により押収することができる。

（触法少年に所持させることが不適当な物件の措置）

第34条 第27条の規定は、触法調査に当たって、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見した場合について準用する。

#### 第4節 ぐ犯調査

（ぐ犯調査を行う警察職員に対する指導教養）

第35条 警察職員がぐ犯調査に当たるときは、少年課長は、当該職員に対し、ぐ犯調査に係る職務の遂行に必要な指導教養をあらかじめ行うものとする。

（調査主任官）

第35条の2 署長は、個々のぐ犯調査につき、調査主任官を指名するに当たっては、調査主任官指名簿（様式第2号の2）により、その経過を明らかにしておかなければならない。

（ぐ犯少年事件の送致又は通告）

第36条 家庭裁判所に送致する場合において、ぐ犯少年として家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年が緊急に保護しなければならない状態にあつて、ぐ犯少年事件送致書を作成して送致するいとまがないと認められるときは、電話又は口頭により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報し、事後遅滞なく、当該ぐ犯少年事件送致書を作成し、送付するものとする。

- 2 低年齢少年たるぐ犯少年又は直接家庭裁判所に送致するよりも、まず児童福祉法による措置にゆだねられるのが適当と認められるぐ犯少年について、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがないと認められるときについては、第31条の規定を準用する。

- 3 第32条の規定は、少年法第13条第2項の規定により同行状を執行する場合について準用する。

（ぐ犯少年の一時保護に係る留意事項）

第37条 第32条の規定は、ぐ犯少年の一時保護に係る留意事項について準用する。

（ぐ犯少年の所持する物件の措置）

第38条 ぐ犯少年が、家庭裁判所の審判に必要と認められる物件等を所持しているときは、その同意を得た上で、一時これを預かるものとする。この場合においては、預り書（様式第3号）を作成するほか、保護者等の申述書を作成するなど物件の預かりのてん末を明らかにするものとする。

- 2 ぐ犯少年以外の者が、家庭裁判所の審判に必要と認められる物件等を所持している場合等で、事案処理のため特にその物件を必要とするときは、所有者等の協力を得て、任意差出書（様式第4号）とともにその物件の提出を求めるものとする。
- 3 前2項に規定する物件が家庭裁判所の審判に必要でないことが明らかになった場合において、被害者その他権利者が判明しているときは、当該権利者に返還し、受領書を徴するものとする。この場合において、権利者が不明なものは、家庭裁判所又は児童相談所と協議の上、物件の措置を決定するものとする。

#### 第5節 不良行為少年の補導

（少年補導票の作成及び報告）

第39条 不良行為少年を発見した場合において、活動規則第13条第1項に規定する保護者等への連絡を行うことが必要であると認めるときは、少年補導票（様式第5号）を作成し、所属長に報告するものとする。

- 2 本部の所属長（少年課長を除く。）が前項の報告を受けたときは、当該報告に係る事項を少年課長に速やかに連絡するものとする。
- 3 居住地警察署以外の所属において少年補導票を作成した場合は、当該所属長は、少年補導票の原本を居住地警察署長に送付し、必要に応じ、その写しを保管するものとする。
- 4 前項の場合において、居住地警察署が他の都道府県警察の警察署であるときは、警察本部（北海道警察については、方面本部

を含む。)を通じて送付するものとする。

(呼出し及び面接上の留意事項)

第40条 第20条第1項から第3項までの規定は、不良行為少年を呼出しする場合について、第21条第1項及び第2項の規定は、不良行為少年と面接する場合について準用する。

#### 第4章 少年の保護のための活動

##### 第1節 被害少年に係る活動

(被害少年に対する支援)

第41条 被害少年に対する支援の実施に当たっては、必要に応じて、被害者支援部門との連携に配慮するものとする。

(被害少年に対する継続的な支援)

第42条 被害少年に対する継続的な支援の実施に当たっては、臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性に留意するものとする。

2 第12条の規定は、被害少年に対する継続的な支援について準用する。

(発表上の留意事項)

第43条 少年が被害者である事件について、新聞その他の報道機関に発表を行うときは、被害少年のプライバシーに十分に配慮するものとする。

##### 第2節 福祉犯に係る活動

(福祉犯の取締り)

第44条 福祉犯の捜査を行うに当たっては、必要に応じて、少年警察部門との連携に配慮するものとする。

##### 第3節 要保護少年及び児童虐待に係る活動

(要保護少年の通告等)

第45条 要保護少年を児童相談所に通告するに当たっては、児童通告書により行うものとする。この場合において、急を要し、当該書面を作成して通告するいとまがないときは、電話又は口頭により通告し、事後遅滞なく、当該書面を作成し、送付するものとする。

2 前項の通告を必要としない要保護少年については、保護者等に注意、助言をする等少年の保護のため必要な措置をとるものとする。

(要保護少年の一時保護に係る留意事項)

第46条 第32条の規定は、要保護少年の一時保護に係る留意事項について準用する。

(児童虐待)

第47条 虐待を受け、又は受けているおそれがある児童の早期発見、送致機関等への通告、保護、当該事案の事件化等に当たっては、特に関係部門が連携し組織的に対応がなされるよう配慮するものとする。

2 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第10条の規定による援助の要求があった場合の事前協議の窓口は、少年警察部門が担当するものとする。

#### 第5章 報告及び記録

##### 第1節 所属長への報告

(報告)

第48条 非行少年又は児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年を発見した場合には、次の事項を所属長に報告するものとする。

- (1) 少年の氏名、年齢及び住居
- (2) 少年の職業及び勤務先又は在学する学校及び学年
- (3) 保護者の氏名、住居、職業及び少年との続柄
- (4) 事案を発見した経緯及び事案の概要

(5) 発見者のとった措置

(6) その他必要と認められる事項

2 前項の規定は、その取扱いに係る不良行為少年又は被害少年に、それぞれ第10条に規定する継続補導又は第42条第1項に規定する継続的な支援を必要と認めた場合について準用する。この場合において、「事案を発見した経緯及び事案の概要」とあるのは「継続補導又は継続支援を必要と認めた事由」と、「発見者」とあるのは「継続補導又は継続支援を必要と認めた者」と読み替えるものとする。

3 本部の所属長（少年課長を除く。）が前2項の報告を受けたときは、当該報告に係る事項を少年課長に速やかに連絡するものとする。

## 第2節 記録

(少年事件処理簿)

第49条 少年事件処理簿には、個々の触法少年事件又はぐ犯少年事件につき、調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事項を記載し、少年警察部門において保管するものとする。この場合において、特に第2条第1項第1号から第4号及び同条第2項各号に掲げる事項を明らかにしておくものとする。

2 犯罪少年事件に係る記録については、犯罪捜査規範第201条の定めるところによる。

(少年事案処理簿)

第49条の2 少年警察部門に、少年事案処理簿（様式第6号）を備え、第48条の報告又は連絡に係る少年（非行少年を除く。）につき、事案の処理の経過を明らかにしておくものとする。この場合において、特に第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項を明らかにしておくものとする。

(少年カード)

第50条 送致又は通告の措置をとった非行少年（交通法令違反に係る非行少年及び刑法第211条（道路上の交通事故に限る。）又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪に係る非行少年を除く。）及びその他特に必要があると認められる少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年カード（様式第7号）を作成するものとし、居住地警察署において保管するものとする。

2 第39条第3項及び第4項の規定は、居住地警察署以外の所属において少年カードを作成した場合について準用する。

## 第6章 補則

第51条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

### 附 則

この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成16年2月3日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成16年2月3日から施行する。

附 則（平成16年8月26日警察本部訓令第19号）

1 この訓令は、平成16年9月1日から施行する。

2 この訓令による改正前の岩手県少年警察活動規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成20年1月30日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成20年1月30日から施行する。

附 則（平成22年4月16日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成22年4月16日から施行する。

附 則（平成26年6月16日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成26年6月16日から施行する。

附 則（平成28年12月16日警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成28年12月16日から施行する。

様式第1号（第27条関係） [略]

様式第2号（第29条の3関係） [略]

様式第2号の2（第35条の2関係） [略]

様式第3号（第38条関係） [略]

様式第4号（第38条関係） [略]

様式第5号（第39条関係） [略]

様式第6号（第49条の2関係） [略]

様式第7号（第50条関係） [略]